

第47回全国豊かな海づくり大会ウェブサイト構築業務委託における
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

第1 趣旨

本要領は、第47回全国豊かな海づくり大会ウェブサイト構築業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領（以下「実施要領」という。）6に規定する第47回全国豊かな海づくり大会ウェブサイト構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定める。

第2 審査会の設置

企画提案の内容を審査し、受託候補者を厳正かつ公平に選定するため、審査会を設置する。

第3 審査会の所掌事務

審査会は、次の事務を処理する。

- (1) 企画提案の審査および委託候補者を選定すること。
- (2) その他審査に必要な事項に関すること。

第4 委員

委員会は、次の委員をもって組織する。

- 委員長 福井県農林水産部 副部長（水産）
委員 福井県未来創造部 副部長（DX推進）
福井県クリエイター協会 代表理事
福井県漁業協同組合連合会 専務理事

第5 委員長

委員長は、会務を総括し審査会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

第6 審査会

審査会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、審査会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 審査結果の公表

審査結果の公表にあたっては、委員の氏名を公表するものとする。

第8 秘密の保持

委員は、審査にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 委員は、本手続きに参加しようとする者に対し、何らの助言を行ってはならない。

第9 利害関係に関する申告等

委員は、本手続きに係る審査に関し提案者と利害関係を有する場合には、その旨を事務局へ申告しなければならない。

- 2 委員は、提案者から故意の接触があった場合は、事務局へ通報しなければならない。

第10 庶務

審査会の庶務は、実行委員会事務局（福井県農林水産部水産課）において行う。

第11 雑則

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。